

**「五つ星ひょうご」PRパンフレット作成業務委託
企画提案コンペ募集要領**

1 概要

(1) 業務名

「五つ星ひょうご」PRパンフレット作成業務

(2) 募集方法

企画提案コンペ方式

(3) 業務内容

仕様書参照

(4) 主催者及び連絡先

主催者：(公社)兵庫県物産協会（以下「委託者」という。）

住 所：〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館7階

電 話：078-362-3858 F A X：078-382-1206

担 当：末吉・藤盛 E mail：info@5stars-hyogo.com

(5) 委託限度額

3,704千円（消費税込）を上限とする。

2 スケジュール

項 目	日 程
・募集期間	令和4年9月26日（月）～10月14日（金）
・参加表明（応募申込書）の提出期限	令和4年10月5日（水）15：00 厳守
・質問票の提出期限	令和4年10月5日（水）15：00 厳守
・質問に対する回答	令和4年10月7日（金）予定
・提案書等の提出期限	令和4年10月14日（金）15：00 厳守
・書面審査／結果通知・公表	令和4年10月下旬

3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 事業の実施にあたり、委託者との打ち合わせなどに適切に対応できること。

- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 過去 10 年間（平成 25 年度以降）における国、自治体又はこれに類する団体から受託し、デザイン・構成等を含めパンフレットを作成した実績を有すること。

4 応募

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	応募申込書（様式 1）	原本1部、写10部
②	企画書（様式 2）	11部
③	暴力団等の排除に関する誓約書（様式 3）	原本1部、写10部
④	企画書の補足説明資料（任意様式）	11部 以下の①～③を明記すること。 ①表裏紙デザイン案（2種類以内） ②構成案 ③商品掲載ページのデザイン案
⑤	見積書（任意様式）	原本1部、写各10部 ※必ず積算単価及び数量等を明記すること。 「一式」という表記は極力避けること。

※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。

※ 契約締結時には別途以下の書類の提出を求める。

- ① 定款又は規約等、② 法人登記簿謄本、③ 役員名簿
- ④ 決算書（直近の事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）
- ⑤ 業務実施に必要な許認可等を証する書類
- ⑥ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
（納税証明書等）（兵庫県の入札参加資格を有している者はこの旨が分かる書類。）

(2) 参加申込

応募者は、令和 4 年 10 月 5 日（水）15：00 までに、4（1）①に記載の書類を、持参または郵送必着で提出することにより参加申込を行うこと。

※ 提出期限以降の参加表明は受け付けない。

※ 申込は『1 概要（4）主催者及び連絡先』まで

(3) 企画提案書の提出

応募者は、令和 4 年 10 月 14 日（金）15：00 までに、4（1）②～⑤に記載の書類を持参し提出すること。

① 提出された企画提案書類は返却しない。

② 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出先

『1 概要（4）主催者及び連絡先』まで

(5) その他

- ① 提出された企画提案書等は、本企画提案審査のためにのみ使用する。
- ② 提出された企画提案書等は、非公開とする。

5 企画提案書に係る質問について

- (1) 質問期間：令和4年10月5日（水）15：00まで
- (2) 質問方法：『募集要領等に関する質問票』に記入のうえ、メールで「1 概要 (4)主催者及び連絡先」に提出すること。
- (3) 回答期日：令和4年10月7日（金）を目処に回答する。
(関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨を連絡する。)
- (4) 本募集事業の質疑内容及び回答は、応募者すべてに返答する。

6 審査等

- (1) 審査方法
書面審査
- (2) 審査項目及び審査内容
 - ① 提案する業務内容について、別紙1の審査項目に基づき得点で評価し、受託者を選定する。
 - ② 書面審査の実施
 - (ア) 実施日時 令和4年10月下旬（予定）
 - (イ) 留意事項
 - ・ 書面審査は、提出した提案書等を基に行うものとする。
 - ・ 追加提案や追加資料は認めない。
- (3) 契約に関する留意事項
 - ① 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託者に決定する。
 - ② 契約後事業を実施する際、レイアウト・仕様等については改めて委託者と協議した上で決定することとする。
 - ③ 契約締結後、受託者に失格事由、不正行為等が判明した場合、委託者は契約を解除することができるものとする。
- (4) 失格事由
以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ① 「3 応募資格」に該当しない場合。
 - ② 要領または仕様書に示された条件に著しく適合しない場合。
 - ③ 提出書類に虚偽の記載を行った場合。
 - ④ 提案書（参考見積りを含む）と異なる対応をした場合。
 - ⑤ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。